

大阪府道高速大阪池田線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と阪神高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項の規定に基づき、平成１８年３月３１日付けで締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙１を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

大阪府道高速大和川線
(大阪府堺市堺区築港八幡町から大阪府松原市三宅西七丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪府道高速大和川線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府堺市堺区築港八幡町 から
大阪府松原市三宅西七丁目 まで

(ロ) 延 長 9. 1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第2種第1級（道路構造令）

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府堺市堺区築港八幡町 から 大阪府堺市堺区松屋大和川通三丁 まで	6 0	0. 6	
大阪府堺市堺区松屋大和川通三丁 から 大阪府松原市三宅西七丁目 まで	8 0	8. 5	

(ニ) 設計自動車荷重 2 4 5 kN（B活荷重）

(ホ) 車線の幅員 3. 5 0メートル

(へ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府堺市堺区築港八幡町 から 大阪府松原市三宅西七丁目 まで	4 車線	4 車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	—	—	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	
トンネル部分	—	—	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	
橋梁高架部分	—	—	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	

(チ) 付加車線の標準幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

2. 2 5 メートル (土工部)
2. 2 5 メートル (橋梁部)
2. 7 0 メートル (掘割部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
大阪府道高速湾岸線	堺市堺区築港八幡町付近	立体接続	三宝ジャンクション（仮称）
都市計画道路築港天美線	堺市堺区築港八幡町付近	立体接続	三宝出入路（仮称）
一般国道２６号	堺市堺区南島町一丁付近	立体接続	鉄砲西出入路（仮称）
一般国道２６号	堺市堺区鉄砲町付近	立体接続	鉄砲東出入路（仮称）
大阪府道大阪高石線	堺市北区北花田町三丁付近	立体接続	常磐西出入路（仮称）
大阪府道大阪高石線	堺市北区常磐町三丁付近	立体接続	常磐東出入路（仮称）
都市計画道路堺松原線	松原市天美北一丁目付近	立体接続	天美出入路（仮称）

(4) 工事予算 267, 219 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

① 工事の着手 (予定) 年月日

イ 大阪府堺市堺区築港八幡町から大阪府堺市北区常磐町一丁まで
平成11年10月15日

ロ 大阪府堺市北区常磐町一丁から大阪府松原市三宅西七丁目まで
平成27年4月1日

・ なお、合併施行方式における工事の着手予定日とは、全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう

② 工事の完成予定年月日

平成29年 3月31日 (供用開始 (常磐西出路除く))
平成30年 3月31日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

246, 268 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 240, 402 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

大阪府道高速大和川線
(大阪府松原市三宅西七丁目から大阪府松原市三宅中八丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪府道高速大和川線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府松原市三宅西七丁目 から
大阪府松原市三宅中八丁目 まで

(ロ) 延 長 0. 6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第2種第1級（道路構造令）

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府松原市三宅西七丁目 から 大阪府松原市三宅中八丁目 まで	8 0	0. 6	

(ニ) 設計自動車荷重 2 4 5 kN（B活荷重）

(ホ) 車線の幅員 3. 5 0メートル

(へ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府松原市三宅西七丁目 から 大阪府松原市三宅中八丁目 まで	4 車線	4 車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分	—	—	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	

(チ) 付加車線の標準幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

2. 2 5 メートル

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都市計画道路堺松原線	松原市三宅西七丁目付近	立体接続	三宅西出入路
大阪府道高速大阪松原線	松原市三宅中八丁目付近	平面接続	松原線・大和川線分岐

(4) 工事予算 1, 6 7 4 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成24年 7月 1日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手年月日とは、全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受けた年月日をいう

②工事の完成予定年月日

平成25年 3月21日 (供用開始)

平成26年 9月30日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 7 4 6 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 7 3 2 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

大阪市道高速道路淀川左岸線
(大阪府大阪市此花区島屋二丁目から大阪府大阪市此花区高見一丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪市道高速道路淀川左岸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府大阪市此花区島屋二丁目 から
大阪府大阪市此花区高見一丁目 まで

(ロ) 延長 4. 3キロメートル

(3) 工事方法

(イ)道路の区分 第2種第2級（道路構造令）

(口) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府大阪市此花区島屋二丁目 から 大阪府大阪市此花区高見一丁目 まで	60	4.3	

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 25メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府大阪市此花区島屋二丁目 から 大阪府大阪市此花区高見一丁目 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	—	—	1. 2 5 又は 1. 7 5	0. 7 5	2. 0 0 又は 2. 5 0	
トンネル部分	—	—	1. 2 5 又は 1. 7 5	0. 7 5	2. 0 0 又は 2. 5 0	
橋梁高架部分	—	—	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	

(ト) 付加車線の標準幅員

—

(チ) 中央帯の標準幅員

2. 0 0 メートル

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
此花大橋	大阪市此花区北港二丁目付近	立体接続	淀川左岸舞洲出入路
大阪市道高速道路淀川左岸線	大阪市此花区島屋二丁目付近	平面接続	本線
大阪市道恩貴島尼崎線	大阪市此花区島屋一丁目付近	立体接続	正蓮寺川出入路
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市福島区大開四丁目付近	立体接続	大開出入路
大阪府道高速大阪西宮線	大阪市此花区高見一丁目付近	立体接続	海老江ジャンクション

(4) 工事予算 2 7 6, 7 9 1 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

① 工事の着手年月日

昭和 6 3 年 2 月 1 0 日

② 工事の完成予定年月日

平成 2 5 年 5 月 2 5 日 (供用開始)

平成 2 8 年 3 月 3 1 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1 3 9, 8 2 2 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1 3 8, 0 6 9 百万円) (消費税込み)

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 2 号及び 3 号に定める協定記載事項)

大阪市道高速道路淀川左岸線
(大阪府大阪市此花区高見一丁目から大阪府大阪市北区豊崎六丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪市道高速道路淀川左岸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府大阪市此花区高見一丁目 から
大阪府大阪市北区豊崎六丁目 まで

(ロ) 延 長 4. 4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第2種第2級（道路構造令）

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府大阪市此花区高見一丁目 から 大阪府大阪市北区豊崎六丁目 まで	6 0	4. 4	

(ニ) 設計自動車荷重 2 4 5 kN（B活荷重）

(ホ) 車線の幅員 3. 2 5メートル

(へ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府大阪市此花区高見一丁目 から 大阪府大阪市北区豊崎六丁目 まで	4 車線	4 車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	—	—	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	
トンネル部分	—	—	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	
橋梁高架部分	—	—	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	

(チ) 付加車線の標準幅員

—

(リ) 中央帯の標準幅員

2. 0 0 メートル

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
大阪府道高速大阪西宮線	大阪市此花区高見一丁目付近	立体接続	海老江ジャンクション
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市福島区大開四丁目付近	立体接続	海老江北出路(仮称)
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市福島区海老江六丁目付近	立体接続	海老江北入路(仮称)
大阪都市計画道路西野田中津線	大阪市北区大淀北一丁目付近	立体接続	大淀出路(仮称)
大阪府道堂島十三線	大阪市北区大淀北一丁目付近	立体接続	大淀入路(仮称)
一般国道176号(十三バイパス)	大阪市北区中津七丁目付近	立体接続	大淀入路(仮称)
一般国道423号(新御堂筋)	大阪市北区豊崎七丁目付近	立体接続	豊崎第1出入路(仮称)
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市北区豊崎六丁目付近	立体接続	豊崎第1入路(仮称)
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市北区豊崎六丁目付近	立体接続	豊崎第2出入路(仮称)

(4) 工事予算 9, 3 0 9 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手 (予定) 年月日

イ 大阪府大阪市此花区高見一丁目 8 4 - 1 9 から大阪府大阪市此花区高見一丁目 8 4 - 1 2 まで
昭和 6 3 年 2 月 1 0 日

ロ 大阪府大阪市此花区高見一丁目 8 4 - 1 2 から大阪府大阪市北区豊崎六丁目まで
平成 3 1 年 4 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定日とは、全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう

②工事の完成予定年月日

平成 3 3 年 3 月 3 1 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9, 1 9 3 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8, 7 6 7 百万円) (消費税込み)

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 2 号及び 3 号に定める協定記載事項)

神戸市道高速道路 2 号線
(兵庫県神戸市長田区南駒栄町から兵庫県神戸市長田区蓮池町まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 神戸市道高速道路2号線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 兵庫県神戸市長田区南駒栄町 から
兵庫県神戸市長田区蓮池町 まで

(ロ) 延 長 2. 2キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第2種第2級（道路構造令）

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
兵庫県神戸市長田区南駒栄町 から 兵庫県神戸市長田区蓮池町 まで	60	2. 2	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN（B活荷重）

(ニ) 車線の幅員 3. 25メートル

(木) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
兵庫県神戸市長田区南駒栄町 から 兵庫県神戸市長田区蓮池町 まで	4 車線	4 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	1. 2 5	0. 7 5	2. 0 0	
橋梁高架部分	—	—	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員

—

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市長田区西尻池町付近	立体接続	湊川ジャンクション
神戸市道高速道路2号線	神戸市長田区蓮池町付近	平面接続	本線

(4) 工事予算 1 4 3, 0 3 3 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

① 工事の着手年月日

平成 3 年 1 2 月 1 3 日

② 工事の完成年月日

平成 2 2 年 1 2 月 1 8 日 (神戸長田～湊川ジャンクション 供用開始)

平成 2 5 年 3 月 2 8 日 (神戸長田～湊川ジャンクション 残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6 7, 6 0 6 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6 7, 6 0 6 百万円) (消費税込み)

(債務引受額 6 6, 1 7 5 百万円) (消費税込み)

（協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連）

（機構法第 13 条第 1 項第 2 号及び 3 号に定める協定記載事項）

大阪府道高速大阪守口線（改築）（守口 J C T（仮称））に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪府道高速大阪守口線

(2) 工事の箇所 大阪府守口市大日町付近

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
近畿自動車道天理吹田線	守口市大日町付近	立体接続	守口ジャンクション

(4) 工事予算 9, 161百万円 (消費税込み)
※超過相当額を含む

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日
平成20年 7月 2日

②工事の完成予定年月日
平成26年 3月23日 (供用開始)
平成27年 9月30日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9, 230 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 9, 230 百万円) (消費税込み)

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 2 号及び 3 号に定める協定記載事項)

大阪府道高速大阪松原線（改築）（松原 J C T 改良）に関する 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪府道高速大阪松原線

(2) 工事の箇所 大阪府松原市大堀付近

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
近畿自動車道天理吹田線	松原市大堀付近	立体接続	松原ジャンクション (北西方向連絡路追加)

(4) 工事予算 7, 9 4 7 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日
平成20年 7月 2日

②工事の完成予定年月日
平成27年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9, 1 2 7 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8, 9 5 8 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

阪神高速道路大阪地区（改築）（防災・安全対策工等）に関する 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間		(ハ) 延長 (キロメートル)
	起点	終点	
大阪府道高速大阪池田線	大阪市西成区山王一丁目	池田市木部町	30.2
大阪府道高速大阪守口線	大阪市北区中之島一丁目	守口市大日町四丁目	10.8
大阪府道高速大阪東大阪線	大阪市港区港晴二丁目	東大阪市西石切町五丁目	19.7
大阪府道高速大阪松原線	大阪市西成区山王一丁目	松原市大堀五丁目	11.2
大阪府道高速大阪堺線	大阪市中央区高津一丁目	堺市翁橋町一丁	13.4
大阪府道高速大阪西宮線	大阪市西区西本町三丁目	大阪市西淀川区佃七丁目	7.0
大阪府道高速湾岸線	大阪市西淀川区中島二丁目	泉佐野市りんくう往来北	41.5
大阪市道高速道路森小路線	大阪市旭区中宮一丁目	大阪市旭区新森一丁目	1.3
大阪市道高速道路西大阪線	大阪市西成区南開二丁目	大阪市港区弁天五丁目	3.8
大阪市道高速道路淀川左岸線	大阪市此花区北港二丁目	大阪市此花区島屋二丁目	1.3
合 計			140.2

(2) 工事方法

工事名	工事概要
防災・安全対策工等	- 兵庫県南部地震や新潟県中越地震クラスの大震災に備え、長大橋等の特殊橋梁及び橋梁上部工について耐震補強工事を実施する。 - 鋼橋脚及び上部工の疲労損傷対策等を実施し、構造物の安全性向上を推進する。 - 適切な道路管理等を行うべく、停電時のバックアップ機能、災害時の代替ルートの確保、通信容量の増大化、I P 化など通信基盤の機能向上を図るほか、軸重測定設備の高速対応の整備を行う。 - 高速道路沿道に緩衝空間等を確保するなど、沿道環境対策を実施する。

(3) 工事予算 34,320百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成18年 4月 1日

②工事の完成予定年月日
平成29年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

38,925 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 38,912 百万円) (消費税込み)

（協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連）

（機構法第 13 条第 1 項第 2 号及び 3 号に定める協定記載事項）

阪神高速道路兵庫地区（改築）（防災・安全対策工等）に関する 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間		(ハ) 延長 (キロメートル)
	起点	終点	
兵庫県道高速大阪池田線	尼崎市戸ノ内	川西市小戸三丁目	2.6
兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市須磨区月見山町三丁目	西宮市今津水波町	25.3
兵庫県道高速大阪西宮線	尼崎市東本町一丁目	西宮市今津水波町	7.3
兵庫県道高速湾岸線	神戸市東灘区向洋町東一丁目	尼崎市東海岸町	14.3
兵庫県道高速北神戸線	神戸市西区伊川谷町潤和	西宮市山口町下山口	32.3
神戸市道高速道路2号線	神戸市長田区蓮池町	神戸市須磨区白川	7.3
神戸市道高速道路北神戸線	神戸市北区有野町唐櫃	神戸市北区有野町有野	3.3
神戸市道高速道路湾岸線	神戸市垂水区名谷町	神戸市垂水区下畑町	1.2
合 計			93.6

(2) 工事方法

工事名	工事概要
防災・安全対策工等	- 兵庫県南部地震や新潟県中越地震クラスの大地震に備え、長大橋等の特殊橋梁及び橋梁上部工について耐震補強工事を実施する。 - 鋼橋脚及び上部工の疲労損傷対策等を実施し、構造物の安全性向上を推進する。 - 適切な道路管理等を行うべく、停電時のバックアップ機能、災害時の代替ルートの確保、通信容量の増大化、IP化など通信基盤の機能向上を図るほか、軸重測定設備の高速対応の整備を行う。 - 高速道路沿道に緩衝空間等を確保するなど、沿道環境対策を実施する。

(3) 工事予算 17,297百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成18年 4月 1日

②工事の完成予定年月日
平成29年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

19,681 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 19,658 百万円) (消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項）

大阪府道高速大阪池田線（改築）（信濃橋渡り線（仮称））に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪府道高速大阪池田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府大阪市西区西本町から

大阪府大阪市西区江戸堀まで

(ロ) 延長 1. 7キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第2種第2級（道路構造令）

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府大阪市西区西本町3丁目から 大阪府大阪市西区西本町1丁目まで	60	0.8	
大阪府大阪市西区西本町1丁目から 大阪府大阪市西区西本町1丁目まで	40	0.2	
大阪府大阪市西区西本町1丁目から 大阪府大阪市西区江戸堀1丁目まで	60	0.7	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.25メートル 大阪府大阪市西区西本町から
大阪府大阪市西区江戸堀まで

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大阪府大阪市西区西本町から 大阪府大阪市西区江戸堀まで	—	—	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工（掘割）部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分	—	—	1.75	0.75	2.50	

(ト) 付加車線の標準幅員

3.25メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

—

(リ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
大阪府道高速大阪東大阪線	大阪市西区西本町付近	立体接続	信濃橋渡り線（仮称）

(4) 工事予算 13,761 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日
平成23年11月21日

②工事の完成予定年月日
平成29年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

15,504 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 14,898 百万円 (消費税込み))

（協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連）

（機構法第 1 3 条第 1 項第 2 号及び 3 号に定める協定記載事項）

神戸市道生田川箕谷線に関する 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

神戸市道生田川箕谷線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

北行：	兵庫県神戸市中央区雲井通一丁目	から
	兵庫県神戸市北区山田町下谷上	まで
南行：	兵庫県神戸市中央区吾妻通六丁目	から
	兵庫県神戸市北区山田町下谷上	まで

(ロ) 延 長

北行：	8. 5キロメートル
南行：	8. 6キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

第3種第2級

(ロ) 設計速度

設計区間		設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
（北行）	兵庫県神戸市中央区雲井通一丁目 から 兵庫県神戸市中央区旭通一丁目 まで	40	0.2	
	兵庫県神戸市中央区旭通一丁目 から 兵庫県神戸市中央区生田町二丁目 まで	60	0.4	
	兵庫県神戸市中央区生田町二丁目 から 兵庫県神戸市中央区生田町一丁目 まで	50	0.1	
	兵庫県神戸市中央区生田町一丁目 から 兵庫県神戸市中央区神戸港地方布引 まで	40	0.4	
	兵庫県神戸市中央区神戸港地方布引 から 兵庫県神戸市北区山田町下谷上 まで	60	7.1	
	兵庫県神戸市北区山田町下谷上 から 兵庫県神戸市北区山田町下谷上 まで	40	0.3	
（南行）	兵庫県神戸市中央区吾妻通六丁目 から 兵庫県神戸市中央区八雲通六丁目 まで	40	0.2	
	兵庫県神戸市中央区八雲通六丁目 から 兵庫県神戸市中央区葺合町布引山 まで	60	1.4	
	兵庫県神戸市中央区葺合町布引山 から 兵庫県神戸市中央区葺合町馬止 まで	40	0.3	
	兵庫県神戸市中央区葺合町馬止 から 兵庫県神戸市北区山田町下谷上 まで	60	6.4	
	兵庫県神戸市北区山田町下谷上 から 兵庫県神戸市北区山田町下谷上 まで	40	0.3	

(ハ) 設計自動車荷重 200kN

(二) 車線の幅員 3.25メートル

(木) 車線数

設計区間		工事施工	用地買収	摘要
(北行)	兵庫県神戸市中央区雲井通一丁目 から	2車線	2車線	
	兵庫県神戸市北区山田町下谷上 まで			
(南行)	兵庫県神戸市中央区吾妻通六丁目 から	2車線	2車線	
	兵庫県神戸市北区山田町下谷上 まで			

(へ) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分	—	—	0.50	0.50	1.00	

(ト) 付加車線の標準幅員 —

(チ) 中央帯の標準幅員 —

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
神戸市道生田川右岸線	神戸市中央区旭通一丁目付近	立体接続	国道 2 号入路
一般国道 2 号	神戸市中央区吾妻通六丁目付近	立体接続	国道 2 号出路
神戸市道生田川右岸線	神戸市中央区二宮町一丁目付近	立体接続	二宮入路
神戸市道神若線	神戸市中央区旗塚通七丁目付近	立体接続	神若出路
兵庫県道新神戸停車場線	神戸市中央区熊内町七丁目付近	立体接続	新神戸駅出路
一般国道 4 2 8 号	神戸市北区山田町下谷上付近	立体接続	箕谷出入路
兵庫県道高速北神戸線	神戸市北区山田町下谷上付近	立体接続	箕谷ジャンクション

(4) 工事予算 36,778 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日
平成24年9月30日

②工事の完成年月日
平成24年9月30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

36,841 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円) (消費税込み)

(債務引受額 36,791 百万円) (消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第 5 条第 2 項関連)

(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(百万円、消費税込み)

年度	債務引受限度額
H18	3,743
H19	2,992
H20	6,361
H21	7,254
H22	12,144
H23	7,500
H24	8,568
H25	16,722
H26	34,334
H27	15,274
H28	15,385
H29	16,072
H30	16,144
H31	16,162
H32	16,173
H33	16,260
H34	16,278
H35	16,828
H36	16,830
H37	16,966
H38	17,064
H39	17,169
H40	17,167
H41	17,463
H42	17,460
H43	17,514
H44	17,514
H45	17,894
H46	17,886
H47	17,887
H48	17,922
H49	18,602
H50	18,600
H51	18,602
H52	18,596
H53	18,736
H54	18,736
H55	18,745
H56	18,741
H57	18,742
H58	18,760
H59	18,773
H60	18,772
H61	18,769
H62	9,186

(注1) 平成18年度から平成24年度までは実績値を、平成25年度は実績見込額を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第 6 条第 1 項関連)

(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(百万円、消費税込み)

債務引受限度額	4,368
---------	-------

別紙5を次のとおり改める。

別紙 5

(協定第 7 条第 1 項関連)

(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

機構法第12条第 1 項第 4 号及び第 6 号（災害復旧に係る部分を除く）の 無利子貸付けの貸付計画

阪神高速道路株式会社に対する無利子貸付計画

(百万円、消費税込み)

年度	無利子貸付計画額
H18	15,572
H19	20,158
H20	18,418
H21	15,105
H22	16,916
H23	18,536
H24	20,500
H25	14,214
H26	13,842
H27	11,034
H28	10,338
H29	4,014
H30	0
H31	1,368
H32	1,806
H33	0
H34	0
H35	0
H36	0
H37	0
H38	0
H39	0
H40	0
H41	0
H42	0
H43	0
H44	0
H45	0
H46	0
H47	0
H48	0
H49	0
H50	0
H51	0
H52	0
H53	0
H54	0
H55	0
H56	0
H57	0
H58	0
H59	0
H60	0
H61	0
H62	0

注) 平成18年度から平成24年度は実績値を、平成25年度は実績見込み額を記載している。

別紙 6 を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

阪神高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(百万円、消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
			うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H 1 8	(147,723)	(19,829)	(111,997)	(4,206)	(107,791)
	147,723	10,732	121,107	3,599	117,508
H 1 9	(146,986)	(19,718)	(111,371)	(4,182)	(107,189)
	146,986	10,672	134,633	4,001	130,632
H 2 0	(146,498)	(19,644)	(110,956)	(4,167)	(106,790)
	137,970	9,938	126,415	3,757	122,658
H 2 1	(131,661)	(17,413)	(98,352)	(3,693)	(94,659)
	119,397	8,426	109,678	3,260	106,418
H 2 2	(135,455)	(17,983)	(101,575)	(3,814)	(97,761)
	121,332	8,583	96,865	2,879	93,986
H 2 3	(127,152)	(9,024)	(101,835)	(3,026)	(98,809)
	127,152	9,024	101,835	3,026	98,809
H 2 4	(130,237)	(9,193)	(103,743)	(3,083)	(100,659)
	132,318	9,362	105,654	3,140	102,514
H 2 5	(135,875)	(9,652)	(108,922)	(3,237)	(105,685)
	135,875	9,652	108,922	3,237	105,685
H 2 6	142,506	10,192	115,013	3,418	111,595
H 2 7	148,177	10,653	120,222	3,573	116,649
H 2 8	152,419	10,999	124,119	3,689	120,430
H 2 9	169,374	12,379	139,694	4,152	135,542
H 3 0	172,440	12,628	142,510	4,235	138,275
H 3 1	175,777	12,900	145,576	4,326	141,249
H 3 2	177,492	13,040	147,151	4,373	142,778
H 3 3	179,700	13,219	149,179	4,433	144,746
H 3 4	181,790	13,389	151,099	4,491	146,609
H 3 5	184,646	13,622	153,723	4,569	149,154
H 3 6	184,715	13,627	153,786	4,570	149,216
H 3 7	184,864	13,640	153,923	4,574	149,348
H 3 8	184,519	13,612	153,606	4,565	149,041
H 3 9	184,643	13,622	153,720	4,568	149,151
H 4 0	184,604	13,618	153,684	4,567	149,117
H 4 1	184,626	13,620	153,704	4,568	149,136
H 4 2	184,849	13,638	153,909	4,574	149,335
H 4 3	183,717	13,546	152,869	4,543	148,326
H 4 4	182,422	13,441	151,680	4,508	147,172
H 4 5	181,014	13,326	150,386	4,469	145,917
H 4 6	179,421	13,197	148,923	4,426	144,497
H 4 7	177,693	13,056	147,336	4,379	142,957
H 4 8	176,114	12,927	145,885	4,336	141,550
H 4 9	174,640	12,807	144,531	4,295	140,236
H 5 0	173,552	12,719	143,532	4,266	139,266
H 5 1	172,188	12,608	142,279	4,228	138,050
H 5 2	170,732	12,489	140,941	4,189	136,753
H 5 3	169,170	12,362	139,506	4,146	135,360
H 5 4	167,573	12,232	138,039	4,102	133,937
H 5 5	165,895	12,096	136,498	4,057	132,441
H 5 6	164,632	11,993	135,338	4,022	131,316
H 5 7	163,393	11,892	134,200	3,988	130,211
H 5 8	162,200	11,795	133,104	3,956	129,148
H 5 9	160,806	11,681	131,823	3,918	127,906
H 6 0	159,308	11,559	130,447	3,877	126,570
H 6 1	157,808	11,437	129,069	3,836	125,233
H 6 2	53,336	2,933	33,101	984	32,118

注1) 平成18年度から平成24年度の上段 () 内は計画値、下段は実績値を、平成25年度の上段 () 内は計画値、下段は実績見込額を記載している。

別紙 7 を次のとおり改める。

計画料金収入の額

阪神高速道路株式会社における計画料金収入

(百万円、消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(189,911) 189,740
H 1 9	(190,640) 189,834
H 2 0	(191,065) 180,626
H 2 1	(177,337) 163,300
H 2 2	(181,344) 165,408
H 2 3	(168,933) 169,546
H 2 4	(171,685) 175,483
H 2 5	(178,428) 178,428
H 2 6	184,388
H 2 7	189,285
H 2 8	193,659
H 2 9	213,985
H 3 0	217,119
H 3 1	220,169
H 3 2	221,820
H 3 3	224,479
H 3 4	226,606
H 3 5	228,704
H 3 6	228,760
H 3 7	228,816
H 3 8	228,844
H 3 9	228,900
H 4 0	228,928
H 4 1	228,984
H 4 2	229,012
H 4 3	227,417
H 4 4	225,794
H 4 5	224,199
H 4 6	222,632
H 4 7	221,037
H 4 8	219,498
H 4 9	217,931
H 5 0	216,392
H 5 1	214,881
H 5 2	213,342
H 5 3	211,859
H 5 4	210,347
H 5 5	208,864
H 5 6	207,381
H 5 7	205,926
H 5 8	204,471
H 5 9	203,016
H 6 0	201,589
H 6 1	200,162
H 6 2	89,190

(注1) 平成18年度から平成24年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、平成25年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

別紙 8

(協定第 1 2 条関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 7 号に定める協定記載事項)

料金の額及びその徴収期間

料金の額及びその徴収期間

〔1〕 基本料金の額

阪神高速道路（本協定第3条に規定する高速道路の路線名中、（1）から（20）の路線をいう。以下同じ。）における基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用の日から適用する。ただし、本協定別紙1－10に規定する工事は、その完成の時期にかかわらず、完成し供用されたものとしてこれを適用する。

一. 1キロメートル当たり料金の額と固定額

（1） 1キロメートル当たり料金の額

普通車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する軽自動車、小型特殊自動車、小型自動車及び普通自動車で乗車定員が29人以下のもののうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のものをいう。以下同じ。）の利用距離に対して課する1キロメートル当たり料金の額は、29.52円とする。

（2） 利用1回に対して課する固定額

利用1回に対して課する普通車の固定額は、276.19円とする。

（3） 大型車（車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車をいう。）をいう。以下同じ。）の1キロメートル当たり料金の額及び利用1回に対して課する固定額は、普通車の2倍とする。

二. 適用方法

（1） 利用距離

阪神高速道路の出入口等（阪神高速道路の入口、出口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、大阪府道路公社若しくは神戸市道路公社等の管理する道路との接続部をいう。以下同じ。）の相互間の利用距離は、別添1のキロ程によるものとする。ただし、ETC車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第1条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ETCシステム」という。）を利用して通行料金の納付を無線通信により行おうとする利用者の自動車をいう。ただし、無線通信による通行料金の納付を意図するも、事情により無線通信による通行料金の納付が不可能な場合には、ETCカード（同省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）

が定めたETCシステム利用規程（平成24年12月6日。以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を使用して当該通行料金の納付を行った場合に、無線通信による通行料金の納付がなされたものとみなす。以下同じ。）以外の自動車は、阪神高速道路の入口等から利用可能（記〔5〕二に定める通行方法による場合を含む。以下同じ。）な最遠の出口等までの距離（別添2に掲げる出入口等間を利用する場合においては、同表に掲げる距離）を利用距離とする。なお、未供用の路線の供用開始等の理由により、別添1又は別添2に掲げる表について軽微な変更を行う場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）に届出をする。

（2）出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに記（1）に定める出入口等の相互間の利用距離に応じて、次の計算式により算出するものとする。

料金の計算額＝ $LR + F$ （単位：円）

注）上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：出入口等の相互間の利用距離（単位：キロメートル）

R：1キロメートル当たり料金の額（単位：円）

F：利用1回に対して課する固定額（単位：円）

（3）通行止めに伴う料金調整

最初に阪神高速道路に流入した入口等をAランプ、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口をBランプ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる阪神高速道路への再流入入口をCランプ、阪神高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDランプとし、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、A、B、C及びD各ランプの走行により迂回走行した自動車が、阪神高速道路を順方向に走行し、Cランプにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

① ETC車の場合の料金調整

AB間の利用距離とCD間の利用距離を合算して、記（2）の計算式により算出した料金を適用する。

② ETC車以外の自動車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、Aランプからの利用距離に応じて記（2）の計算式により算出した料金を適用する。

三. 消費税等の取扱い及び料金の単位

記二（２）に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金の計算額に消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行うこととする。

〔２〕 特別の措置

料金の額については、記〔１〕にかかわらず、当分の間、次のとおり特別の措置を適用する。

なお、未供用の路線又は区間については、供用の日から適用する。ただし、本協定別紙１－１０に規定する工事は、その完成の時期にかかわらず、完成し供用されたものとしてこれを適用する。

一. 料金の額

（１）阪神高速道路の出入口等の相互間を通行する自動車に適用する基礎料金は、記（２）の利用距離に応じて、下表の額を適用する。

利用距離	基礎料金（円）	
	普通車	大型車
6.0km以下	476.19	952.38
6.0km超 ～ 12.0km以下	571.42	1,142.84
12.0km超 ～ 18.0km以下	666.66	1,333.32
18.0km超 ～ 24.0km以下	761.90	1,523.80
24.0km超 ～ 30.0km以下	857.14	1,714.28
30.0km超 ～ 36.0km以下	952.38	1,904.76
36.0km超 ～ 42.0km以下	1,047.61	2,095.22
42.0km超 ～ 48.0km以下	1,142.85	2,285.70
48.0km超 ～ 54.0km以下	1,238.09	2,476.18
54.0km超 ～ 60.0km以下	1,333.33	2,666.66
60.0km超 ～ 66.0km以下	1,428.57	2,857.14
66.0km超	1,523.80	3,047.60

- (2) 阪神高速道路の出入口等の相互間の利用距離は、別添１のキロ程によるものとする。ただし、ＥＴＣ車以外の自動車は、阪神高速道路の入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離（別添２に掲げる出入口等間を利用する場合においては、同表に掲げる距離）を利用距離とする。なお、未供用の路線の供用開始等の理由により、別添１又は別添２に掲げる表について軽微な変更を行う場合には、事前に機構に届出をする。
- (3) １回の通行に係る料金の額は、車種ごとに出入口等の相互間の利用距離に応じて、記（１）に定める基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行うこととする。

二. 相互利用区間の料金の額

下表に掲げる区間のみを通行する自動車から徴収する料金の額については、記一の規定にかかわらず、１回の通行につき同表の相互利用区間の基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額とする。ただし、同表の区間のみを通行する自動車が、一般国道２号（第二神明道路）のうち神戸市須磨区月見山町三丁目から同市垂水区名谷町字前田までの区間又は同市垂水区名谷町字入野から同市西区伊川谷町井吹までの区間を連続して通行する場合にあっては、同表の相互利用区間の基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額を、同表の区間のみを通行について会社が当該自動車から徴収する料金の額と一般国道２号（第二神明道路）のうち神戸市須磨区月見山町三丁目から同市垂水区名谷町字前田までの区間又は同市垂水区名谷町字入野から同市西区伊川谷町井吹までの区間の通行について西日本高速道路株式会社が当該自動車から徴収する料金の額との合算額とみなす。

路線名	相互利用区間の料金を徴収する区間	相互利用区間の基礎料金		
		普通車	大型車	特大車
兵庫県道高速北神戸線及び神戸市道高速道路湾岸線	神戸市西区伊川谷町潤和から同町井吹まで及び同市垂水区名谷町字入野から同町字前田まで	190.47 円	285.71 円	666.66 円

(注) 上表の普通車、大型車及び特大車の種類は、別添３のとおりとする。

三. 通行止めに伴う料金調整

最初に阪神高速道路に流入した入口等をＡランプ、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止

め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口をBランプ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる阪神高速道路への再流入入口をCランプ、阪神高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDランプとし、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、A、B、C及びD各ランプの走行により迂回走行した自動車が、阪神高速道路を順方向に走行し、Cランプにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。ただし、記二の区間のみを通行する自動車については、料金調整は行わない。

- (1) ETC車の場合の料金調整
AB間の利用距離とCD間の利用距離を合算した利用距離に応じて、料金を適用する。
- (2) ETC車以外の自動車の場合の料金調整
AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、Aランプからの利用距離に応じて料金を適用する。

四. 神戸市道生田川箕谷線を通行する場合の料金の額

- (1) 神戸市道生田川箕谷線と他の阪神高速道路とを連続して通行（ETC車については、記〔5〕二に定める兵庫県道高速神戸西宮線と神戸市道生田川箕谷線とを引き続いて通行する場合を含む。）する自動車の料金の額は、記一の規定にかかわらず、下表の基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額と、神戸市道生田川箕谷線を除く他の阪神高速道路の利用距離に応じて記一に定める基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額との合計額を徴収する。
ただし、出入口等の相互間に神戸市道生田川箕谷線及び神戸市道高速道路2号線又はそのいずれかを含む経路が複数存在する場合、実際に通行した経路にかかわらず、最短経路を通行したものとみなし、最短経路の利用距離を適用する。最短経路に神戸市道生田川箕谷線を含む場合は、本項に定める料金の額を徴収し、最短経路に神戸市道生田川箕谷線を含まない場合は、記一に定める料金の額を徴収する。

車種	普通車	大型車
基礎料金（円）	571.42	1,142.84

- (2) 神戸市道生田川箕谷線のみを通行する自動車の料金の額は、記一の規定にかかわらず、1回の通行につき、記（1）の下表の基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額を適用する。ただし、普通車には道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条第2項に規定する第二種原動機付自転車を含み、第二種原動機付自転車の料金の額は、47.61円に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせ

た税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額を適用する。

〔3〕 割引を適用する自動車及び割引率等

一. 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

（1） 割引を適用する自動車

出入口等の相互間を通行する自動車

（2） 割引内容

① 神戸市道生田川箕谷線を除く他の阪神高速道路の利用距離が、下表に掲げる利用距離となる場合は、記〔2〕一（1）に定める基礎料金にかかわらず、下表に掲げる額を割引後の基礎料金の額とする。

利用距離	割引後の基礎料金（円）	
	普通車	大型車
30.0km超	857.14	1,714.28

② この割引による料金の額は、車種ごとに記①に定める割引後の基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

二. 障害者割引については、以下のとおりとする。

（1） 割引を適用する自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の①又は②の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5

号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード（会社との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。）又はETCパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

（2）割引率

割引率は50%以下とする。

三. ETC路線バス割引については、以下のとおりとする。

（1）割引を適用する自動車

ETC車のうちETCコーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたETCカードをいう。以下同じ。〕を使用して通行料金の納付を行おうとする路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。）。ただし、記〔2〕二の区間のみを通行する自動車を除く。

（2）割引率

割引率は39%以下とする。

四. 新神戸トンネル連続利用割引については、以下のとおりとする。

（1）割引を適用する自動車

① 兵庫県道高速神戸西宮線若しくは兵庫県道高速北神戸線又は兵庫県道高速神戸西宮線及び兵庫県道高速北神戸線と神戸市道生田川箕

谷線を連続して通行するＥＴＣ車。ただし、会社が別に定める通行方法により通行する場合に限る。

② 兵庫県道高速北神戸線と神戸市道生田川箕谷線を連続して通行するＥＴＣ車以外の自動車

(2) 割引内容

記(1)①又は②に定める自動車ごとに次の割引内容とする。なお、この割引による料金の額は、車種ごとに定める割引後の基礎料金に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

① 割引内容は記〔2〕四(1)に定める料金の額を徴収せず、神戸市道生田川箕谷線の出入口を含む出入口等の相互間の利用距離に応じて、下表に掲げる額を割引後の基礎料金の額とする。

利用距離	割引後の基礎料金(円)	
	普通車	大型車
12.0km以下	571.42	1,142.84
12.0km超～18.0km以下	666.66	1,333.32
18.0km超～24.0km以下	761.90	1,523.80
24.0km超	857.14	1,714.28

② 割引内容は記〔2〕四(1)に定める料金の額を徴収せず、下表に掲げる額を割引後の基礎料金の額とする。

割引後の基礎料金(円)	
普通車	大型車
857.14	1,714.28

五. 基礎割引額等を適用する割引については、以下のとおりとする。

(1) 環境ロードプライシング割引

① 割引を適用する自動車

イ ＥＴＣ車のうち大型車

ロ ＥＴＣ車のうち、自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第二の自動車の範囲の欄に掲げる自動車のうち下表に掲げる車両で、かつＥＴＣコーポレートカード(会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるため事前に会社に登録がなされて

いる場合に限る。)を使用して、通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

自動車の範囲	分類番号
貨物の運送の用に供する普通自動車	1、10 から 19 まで及び 100 から 199 まで
人の運送の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車	2、20 から 29 まで及び 200 から 299 まで
散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車その他特種の用途に供する普通自動車	8、80 から 89 まで及び 800 から 899 まで

② 割引率等

イ 割引率を適用する場合

割引率は30%とする。

ただし、下表に掲げる利用区間を通行する場合は、記①イ又はロごとに同表の利用距離に応じて、同表の割引率を適用する。なお、割引率を乗じて得た割引額に 10 円未満の端数が生じる場合は、割引額を 10 円単位に四捨五入する。

利用区間	利用距離	割引率	
		①イ	①ロ
兵庫県道高速湾岸線の一部を含む区間と大阪府道高速湾岸線のうち大阪市西淀川区中島から大阪市港区港晴（天保山出入口）までの区間、又は大阪市道高速道路淀川左岸線のうち大阪市此花区北港（北港 J C T）から大阪市福島区大開（大開出入口）までの区間を越えて連続して通行する場合。ただし、兵庫県道高速湾岸線のうち尼崎市東海岸町から西宮市西宮浜一丁目まで又は大阪府道高速	利用距離にかかわらず	15%	

湾岸線のうち岸和田市木材町から泉佐野市りんくう往来北までの区間の出入口を起着点とする場合は除く。		
兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市西宮浜一丁目（西宮浜出入口）を起着点として、大阪府道高速湾岸線のうち大阪市西淀川区中島から大阪市港区港晴（天保山出入口）までの区間又は大阪市道高速道路淀川左岸線のうち大阪市此花区北港（北港 J C T）から大阪市福島区大開（大開出入口）までの区間を越えて連続して通行する場合	利用距離にかかわらず	10%
大阪府道高速湾岸線のうち岸和田市木材町から泉佐野市りんくう往来北までの区間の出入口を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市甲子園浜一丁目から神戸市東灘区向洋町東一丁目までの区間の一部を含む区間と連続して通行する場合。ただし、西宮市西宮浜一丁目（西宮浜出入口）を起着点として通行する場合は除く。		

ロ 基礎割引額を適用する場合

下表に掲げる利用区間を通行する場合は、記①イ又はロごとに同表の利用距離に応じて、同表の基礎割引額を適用する。

利用区間	利用距離	基礎割引額	
		①イ	①ロ
兵庫県道高速湾岸線のうち尼崎市末広町（尼崎末広東行出口及び西行入口）又は尼崎市東	12.0km超～18.0km以下	400.00円	200.00円

海岸町(尼崎東海岸出入口)を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市鳴尾浜一丁目から神戸市東灘区向洋町東一丁目までの区間の一部を含む区間と兵庫県道高速神戸西宮線のうち神戸市灘区岩屋南町から須磨区月見山町三丁目までの区間の一部を含む区間とを連続して通行(記〔5〕二に定める通行方法による場合に限る。)する場合	18.0km超～24.0km以下	590.47円	295.23円
	24.0km超	780.95円	390.47円
兵庫県道高速湾岸線のうち、神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市甲子園浜一丁目(甲子園浜出入口)までの区間の一部を含む区間を通行する場合。ただし、西宮市西宮浜一丁目(西宮浜出入口)を起着点として通行する場合及び兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市甲子園浜一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の一部を含む区間を連続して通行する場合は除く。	6.0km以下	285.71円	142.85円
	6.0km超～12.0km以下	476.19円	238.09円
	12.0km超～18.0km以下	666.66円	333.33円
	18.0km超～24.0km以下	857.14円	428.57円
	24.0km超	1047.61円	523.80円
兵庫県道高速湾岸線のうち、西宮市西宮浜一丁目から西宮市甲子園浜一丁目までの区間及び西宮市鳴尾浜一丁目から尼崎市東海岸町までの区間の全部又は一部の区間のみを連続して通行する場合	6.0km以下	419.04円	209.52円
	6.0km超～12.0km以下	609.52円	304.76円
兵庫県道高速湾岸線のうち、西宮市西宮浜一丁目から西宮市甲子園浜一丁目までの区間のみ又は西宮市鳴尾浜一丁目から尼崎市東海岸町までの区間の全部又は一部の区間の	利用距離にかかわらず	685.71円	342.85円

みを通行する場合			
----------	--	--	--

③ 割引を適用する区間

イ 兵庫県道高速湾岸線のうち神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の一部を含む区間。ただし、連続して兵庫県道高速神戸西宮線のうち神戸市灘区味泥町（摩耶東行入口及び摩耶西行出口）から西宮市今津水波町までの区間、兵庫県道高速大阪西宮線又は大阪府道高速大阪西宮線を通行する場合は除く。

ロ 大阪府道高速湾岸線及び兵庫県道高速湾岸線のうち大阪市港区港晴（天保山出入口）から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の全部又は一部の区間並びに大阪市道高速道路淀川左岸線のうち大阪市此花区北港（北港 J C T）から大阪市福島区大開（大開出入口）までの区間の全部又は一部の区間。ただし、当該区間のみを通行する場合に限る。

(2) NEXCO・本四との乗継割引

① 割引を適用する自動車

下表左欄の路線（下表中欄の区間の全部又は一部の区間を通行する自動車で、当該区間のみを通行する場合に限る。）と下表右欄の西日本高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が管理する路線を連続して通行する E T C 車。

路線	区間	路線
大阪府道高速大阪池田線	豊中南（名神）（北行）出入口から池田出入口まで	高速自動車国道中央自動車道西宮線
大阪府道高速大阪松原線 大阪府道高速大和川線	松原 J C T から平野出入口又は三宅西出入口まで	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線又は高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線
大阪府道高速大阪東大阪線	東大阪 J C T から第二阪奈出入口まで	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線
兵庫県道高速神戸西宮線	西宮 I C から芦屋出入口まで	高速自動車国道中央自動車道西宮線
兵庫県道高速神戸西宮線	月見山（第二神明）から柳原出入口まで	一般国道 2 号（第二神明道路）
兵庫県道高速北神戸線	西宮山口 J C T から西宮山口南出入口まで	高速自動車国道中国縦貫自動車道
兵庫県道高速北神戸線 神戸市道高速道路 2 号線	布施畑 J C T から永井谷出入口、しあわせの村出入口又は白川南出入口まで	一般国道 2 8 号（神戸淡路鳴門自動車道）
兵庫県道高速北神戸線	伊川谷 J C T から前開出入口まで（ただし、	一般国道 2 号（第二神明道路）

	伊川谷 J C T から永井谷 J C T までの区間のみを通行する場合は除く。）	
大阪府道高速湾岸線	りんくう J C T から貝塚（南行）出入口まで	一般国道 4 8 1 号（関西国際空港連絡橋）又は高速自動車国道関西国際空港線

② 基礎割引額は、普通車については 9 5. 2 3 円、大型車については 1 9 0. 4 7 円とする。

③ 実施する期間

この割引は平成 2 9 年 3 月 3 1 日に終了するものとする。

（3）西線内々利用割引

① 割引を適用する自動車

兵庫県道高速北神戸線、神戸市道高速道路北神戸線、神戸市道高速道路 2 号線、兵庫県道高速神戸西宮線、兵庫県道高速湾岸線（神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市甲子園浜一丁目までの区間に限る。）及び神戸市道生田川箕谷線における出入口等を起着点として通行し、かつ、その利用距離が 6 キロメートルを超える E T C 車。ただし、記〔2〕二の区間のみを通行する自動車を除く。

② 基礎割引額は、普通車については 9 5. 2 3 円、大型車については 1 9 0. 4 7 円とする。

③ 実施する期間

この割引は平成 2 9 年 3 月 3 1 日に終了するものとする。

（4）池田線端末区間割引

① 割引を適用する自動車

大阪府道高速大阪池田線及び兵庫県道高速大阪池田線のうち池田市桃園二丁目から同市木部町までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する自動車

② 基礎割引額は、普通車については 1 9 0. 4 7 円、大型車については 3 8 0. 9 5 円とする。ただし、E T C 車に限り、下表に掲げる区分及び時間帯に通行する場合においては、同表の基礎割引額を併せて適用する。

区分	時間帯	基礎割引額	
		普通車	大型車

平日 (月曜日～金曜日)	6:00以後～9:00前	142.85 円	285.71 円
	17:00以後～20:00前		

(注) 平日（月曜日～金曜日）は、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日及び会社が別に定める日とする。以下同じ。）を除く。

③ 実施する期間

この割引は平成29年3月31日に終了するものとする。

(5) 西大阪線端末区間割引

① 割引を適用する自動車

大阪市道高速道路西大阪線のうち大阪市大正区三軒家東三丁目から同市港区弁天五丁目までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する自動車

② 基礎割引額は、普通車については285.71円、大型車については571.42円とする。ただし、ETC車に限り、下表に掲げる区分及び時間帯に通行する場合においては、同表の基礎割引額を併せて適用する。

区分	時間帯	基礎割引額	
		普通車	大型車
全日	0:00以後～6:00前	95.23 円	190.47 円
	22:00以後～24:00前		

③ 実施する期間

この割引は平成29年3月31日に終了するものとする。

(6) 東大阪線端末区間割引

① 割引を適用する自動車

イ 大阪府道高速大阪東大阪線のうち東大阪市荒本北から同市西石切町五丁目までの区間の全部又は一部の区間のみを通行する自動車

ロ 記イに掲げる区間と高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線とを連続して通行するETC車

② 記①イ又はロに定める自動車ごとに次の基礎割引額を適用する。

イ 普通車 285.71円

大型車 571.42円

ロ 普通車 190.47円

大型車 380.95円

③ 実施する期間

この割引は平成29年3月31日に終了するものとする。

(7) 基礎割引額を適用した料金の額及び消費税等の取扱い

記(1)から記(6)までに定める基礎割引額を適用した料金の額は、記〔2〕一(3)の規定にかかわらず同(1)又は同四に定める自動車ごとの利用距離に応じた基礎料金の額に上限料金の引下げに係る割引又は新神戸トンネル連続利用割引を適用した基礎料金から記(1)から記(6)までに定める自動車ごとの基礎割引額(池田線端末区間割引又は西大阪線端末区間割引の表に掲げる区分及び時間帯に定める基礎割引額を併せて適用する場合においては、その合計額とする。)を適用し、その後に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

六. ETC前納割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

ETCクレジットカード(会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

(2) 割引率

利用可能額	料金(前払金)	割引率
10,500円	10,000円	約5%
58,000円	50,000円	約14%

七. 一般向けマイレージポイントサービスについては、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

E T C車のうち、E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカード（会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。ただし、記〔2〕二の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引内容

一のE T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカードごとに平成2 4年4月2 0日以前に付与されたポイント及び平成1 8年3月3 1日付けで締結した「京都市道高速道路1 号線等に関する協定」第3条に規定する高速道路の路線名（1）及び（2）の路線（以下「京都圏」という。）において付与されたポイントの累積数が1 0 0ポイント以上の場合に、1 0 0ポイントを1 0 0円分の通行料金に充当する還元額に交換できるものとする。

八. 事業者向け大口・多頻度割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

E T C車のうち、E T Cコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。ただし、記〔2〕二の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引率

① 車両単位割引

一のE T CコーポレートカードごとにE T Cシステムを利用して無線通信により徴収する料金の額の1 ヲ月の合計額（京都圏における月間利用額と合算して計算する。）に応じて、表1に掲げる割引率を適用する。ただし、平成2 9年3月3 1日までの間にあっては、表1にかかわらず、表2に掲げる割引率を適用する。

表1

月間利用額区分	割引率
5, 000 円以下の部分	0%
5, 000 円超～10, 000 円以下の部分	3%
10, 000 円超～35, 000 円以下の部分	6%
35, 000 円超～70, 000 円以下の部分	8%
70, 000 円を超える部分	13%

表 2

月間利用額区分	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円超～10,000 円以下の部分	10%
10,000 円超～30,000 円以下の部分	15%
30,000 円を超える部分	20%

② 契約単位割引

- イ 利用約款により三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約に基づく利用者の阪神高速道路における月間利用額の合計額（京都圏における月間利用額と合算して計算する。）が 100 万円を超え、かつ、利用者の自動車 1 台当たりの月間平均利用額が 5,000 円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計額に対し、5 %の割引率を適用する。ただし、阪神高速道路における月間利用額（京都圏における月間利用額を含めない。）に限り、5 %の割引率を加えて適用する。
- ロ この割引は平成 29 年 3 月 31 日に終了するものとする。

③ 弾力的な割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で記①に掲げる表を変更する場合には、事前に機構に届出をする。

九. 阪神高速道路企画割引については、以下のとおりとする。

会社は、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、以下のとおり割引を実施することができる。

(1) 割引を適用する自動車

ETC 車

(2) 割引率等

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

(3) 割引を実施する期間

個々の企画割引ごとに実施する期間（1 年間を限度とする。）を設定する。

(4) 割引を適用する区間

適用区間については、関西都市圏の活性化を支援するため、交通状況の変動や路線の特性に対応しつつ、物流効率化、観光振興、阪神高

速道路又はその周辺道路の渋滞緩和、沿道環境の改善その他阪神高速道路の利用促進に資するものとし、個々の企画割引ごとに設定する。

(5) 事前の届出

個々の企画割引ごとに記(1)から記(4)までの内容について、事前に機構に届出をする。

十. 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

阪神高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する自動車

(2) 割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

(3) 割引を実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

(4) 割引を適用する区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。

(5) 事前の届出

個々の社会実験ごとに記(1)から記(4)までの詳細について、事前に機構に届出をする。

十一. 割引相互間の適用関係

(1) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、上限料金の引下げに係る割引、新神戸トンネル連続利用割引、E T C前納割引及び一般向けマイレージポイントサービスに限るものとし、上限料金の引下げに係る割引及び新神戸トンネル連続利用割引を適用した後の金額に対して障害者割引を適用し、障害者割引適用後の金額に対してE T C前納割引及び一般向けマイレージポイントサービスを適用する。ただし、障害者割引を適用した場合と比較して、池田線端末区間割引、西大阪線端末区間割引、東大阪線端末区間割引又は東大阪線端末区間割引及びNEXCO・本四との乗継割引を適用した場合(以下「重複割引等」という。)の方が低い額になる場合は、重複割引等を当該自動車に適用する。

(2) E T C路線バス割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、上限料金の引下げに係る割引及び新神戸トンネル連続利用割引に限るものとし、上限料金の引下げに係る割引及び新神戸トンネル連続利用割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

(3) 上限料金の引下げに係る割引、新神戸トンネル連続利用割引、環境ロードプライシング割引、NEXCO・本四との乗継割引、西線内々利用割引、池田線端末区間割引、西大阪線端末区間割引、東大阪線端末区間割引、E T C前納割引、一般向けマイレージポイントサービス

及び事業者向け大口・多頻度割引の相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

① 重複適用の有無

○・・・重複適用あり

×・・・重複適用なし

	上限料金											
新神戸	○	新神戸										
環境R P	○	○	環境R P									
会社間	○	×	×	会社間								
西線内々	○	○	×	×	西線内々							
池田	○	×	×	×	×	池田						
西大阪	○	×	×	×	×	×	西大阪					
東大阪	○	×	×	○	×	×	×	東大阪				
前納	○	○	○	○	○	○	○	○	前納			
マイレージ	○	○	○	○	○	○	○	○	×	マイレージ		
大口・多頻度	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	大口・多頻度	

(注)「上限料金」は上限料金の引下げに係る割引、「新神戸」は新神戸トンネル連続利用割引、「環境R P」は環境ロードプライシング割引、「会社間」はNE X CO・本四との乗継割引、「西線内々」は西線内々利用割引、「池田」は池田線端末区間割引、「西大阪」は西大阪線端末区間割引、「東大阪」は東大阪線端末区間割引、「前納」はE T C前納割引、「マイレージ」は一般向けマイレージポイントサービス、「大口・多頻度」は事業者向け大口・多頻度割引をそれぞれ指すものとする。

② 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	新神戸トンネル連続利用割引、NEXCO・本四との乗継割引、池田線端末区間割引又は西大阪線端末区間割引
3	環境ロードプライシング割引又は東大阪線端末区間割引
4	西線内々利用割引
5	ETC前納割引、一般向けマイレージポイントサービス又は事業者向け大口・多頻度割引

〔4〕料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成26年9月30日までとする。

〔5〕その他

一. けん引自動車

けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が、被けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）1台をけん引している場合は、1台の自動車とみなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合は、2台目以降の被けん引自動車について、1台につき、更に普通車の料金1台分を徴収する。

二. 乗継について

阪神高速道路のうち下表のA路線欄に掲げる路線とB路線欄に掲げる路線とを引き続いて通行する場合（ただし、会社が別に定める出口及び入口を引き続いて通行する場合に限る。）であって、乗継券を提出した自動車又はETCシステムに当該通行実績を記録したETC車それぞれについて、会社が別に定める日までの間、これを1回の通行とみなす。

A路線	B路線	備考
大阪府道高速大阪堺線	大阪府道高速湾岸線（堺市堺区大浜西町から泉大津市臨海町一丁目までの区間）	A路線とB路線とが大阪府道高速大和川線によって接続するまでの間に限る。
兵庫県道高速神戸西宮線（神戸市須磨区月見山町三丁目から同市灘区岩屋南町までの区間）	兵庫県道高速湾岸線	
大阪府道高速大阪西宮線又は大阪府道高速湾岸線	大阪府道高速大阪池田線（大阪市北区堂島浜から同区西天満までの区間）	A路線からB路線へ通行する場合に限る。
兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市道生田川箕谷線	A路線とB路線とをE T C車で通行する場合に限る。

三. 消費税等の取扱いに関する事前の届出

記〔1〕から記〔3〕までに掲げる消費税等の取扱いについて、事前に機構に届出をすることで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

四. 実施期日

記〔1〕から記〔3〕までに掲げる事項は平成26年4月1日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。

○ 出入口等の相互間のキロ程（単位：km）

本文中、記〔1〕二（1）及び〔2〕一（2）に定める出入口等の相互間のキロ程は、一般街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長を算入しない出入口等の相互間の距離とし、以下のとおりとする。なお、出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に通行した経路にかかわらず、阪神高速道路のみを通行した時の最短経路により算出したキロ程を適用する。ただし、記〔5〕二により通行した場合は、乗継のため、阪神高速道路を流出するまでのキロ程と引き続いて阪神高速道路に再流入してからのキロ程を合算したキロ程とする。また実際に通行した入口及び出口によるキロ程に比して、当該入口の直前の入口又は当該出口の直後の出口を採用した場合のキロ程が短くなる場合については、当該直前の入口又は当該直後の出口を利用したものとしてキロ程を算出する。

大阪府道高速大阪池田線
(1 号環状線)

環状線・池田線分岐	堂島	北浜	環状線・守口線分岐	高麗橋	本町	環状線・東大阪線分岐	長堀	道頓堀	高津	夕陽丘出口	夕陽丘入口	環状線・松原線分岐	えびす町	なんば
														0.3
														0.7
														1.3
	4.8	0.8	2.6	3.2	2.0	2.6	5.1	3.6	4.2	4.8	5.5	5.2	4.5	6.1

なんば	環状線・堺線分岐	四ツ橋	信濃橋出口	環状線・大阪港線分岐	信濃橋入口	土佐堀
						0.9
						0.9
						—
	6.4	5.5	—	4.8	7.5	—

環状線・大阪港線分岐（ 1 6 号大阪港線と 3 号神戸線とを 1 号環状線を介して
往来する場合）の特例

環状線・大阪港線分岐	環状線・大阪港線分岐
	5.1

[illegible]

大阪府道高速大阪守口線・大阪市道高速道路森小路線 (12号守口線・森小路線)									森小路
								国道1号	-
						守口	守口JCT	-	-
					城北	-	-	-	-
				都島	-	-	-	-	-
			長柄	-	-	-	-	-	-
		扇町	0.6	-	3.7	9.2	9.6	9.8	5.4
		南森町	-	1.0	3.5	-	9.6	10.0	5.8
環状線・守口線分岐	0.6	1.0	1.6	4.1	4.7	10.2	10.6	10.8	6.4

大阪府道高速大阪東大阪線 (13号東大阪線)								第二阪奈
						中野	水走	-
					東大阪荒本・ 東大阪JCT	0.9	-	-
				長田	-	-	3.0	3.6
			高井田	-	-	-	-	-
		森之宮	3.1	5.3	6.2	7.1	9.2	9.8
		法円坂	-	-	-	-	-	-
環状線・東大阪線分岐	0.6	-	4.9	7.1	8.0	8.9	11.0	11.6

										松原 J C T		
									大堀	-		
								0.9	1.6			
							三宅	-	-			
						喜連瓜破	-	-	-			
					平野	0.8	2.6	-	4.5	5.2		
				駒川	-	-	-	-	-	-		
			文の里	1.6	-	4.5	6.3	-	8.2	8.9		
		阿倍野	-	-	-	-	-	-	-	-		
		天王寺	-	-	-	-	-	-	-	-		
		環状線・松原線分岐	0.6	0.7	-	4.8	-	7.7	9.5	-	11.4	12.1

大阪府道高速大阪堺線・大阪市道高速道路西大阪線 (15号堺線・17号西大阪線)								北津守	大正東	大正西	弁天町	安治川
											0.5	-
								国道26号	0.3	-	-	-
									10.3	-	2.1	3.1
								堺	-	-	11.5	12.5
									9.7	-	8.2	9.2
								住之江	-	-	5.5	6.5
									6.4	-		
								玉出	2.1	4.8	8.1	8.7
									3.4	6.1	9.4	10.0
								津守	-	-	-	-
									4.3	7.0	10.3	10.9
								芦原	-	-	-	-
									5.6	8.3	11.6	12.2
								汐見橋	-	-	-	-
									0.0	-	-	-
環状線・堺線分岐								湊町	0.0	-	-	-
									5.6	8.3	11.6	12.2

大阪府道高速大阪東大阪線 (16号大阪港線)						天保山・天保山JCT
				本田・九条	波除	3.2
				0.7	—	—
				—	—	—
				1.5	—	6.4
				2.0	—	6.9

大阪府道高速大阪西宮線・兵庫県道高速大阪西宮線・兵庫県道高速神戸西宮線
(3号神戸線)

[illegible]

							第二神明
				淡川・淡川 J C T	若宮	月見山	
	生田川	京橋	柳原	1.9	3.9	5.2	5.4
摩耶	2.3	3.5	6.9	8.8	10.8	12.1	12.3
魚崎	—	—	—	—	—	—	—
深江	8.2	9.4	12.8	14.7	16.7	18.0	18.2
芦屋	—	—	—	—	—	—	—
西宮	12.8	14.0	17.4	19.3	21.3	22.6	22.8
西宮 I C	15.1	16.3	19.7	21.6	23.6	24.9	25.1
武庫川	—	—	—	—	—	—	—
尼崎西	18.9	20.1	23.5	25.4	27.4	28.7	28.9
尼崎東	—	—	—	—	—	—	—
大和田	24.5	25.7	29.1	31.0	33.0	34.3	34.5
姫島	—	—	—	—	—	—	—
海老江・海老江 J C T	26.5	27.7	31.1	33.0	35.0	36.3	36.5
中之島西	28.7	29.9	33.3	35.2	37.2	38.5	38.7
西長堀	29.3	30.5	33.9	35.8	37.8	39.1	39.3
大阪港線・神戸線分岐	29.6	30.8	34.2	36.1	38.1	39.4	39.6

[illegible][illegible]

大阪府道高速湾岸線・兵庫県道高速湾岸線
(4号・5号湾岸線)

大阪府道高速湾岸線・兵庫県道高速湾岸線 （４号・５号湾岸線）														貝塚（北行）
														0.9
														—
														5.3
														7.6
														—
														10.3
														12.1
														—
														15.6
														—
														18.4
														21.0
														—
														23.5
														—
														—
														29.7
														31.8
														34.4
														—
														36.7
														38.9
														—
														42.2
														—
														45.9
														48.4
														49.2

				りんくう J C T
		泉佐野北	泉佐野南	T
			—	—
	貝塚（南行）	1.9	4.1	5.0
貝塚（北行）	—	—	—	—
岸和田南（南行）	—	4.4	6.6	7.5
岸和田南（北行）	—	—	—	—
岸和田北	—	8.8	11.0	11.9
泉大津（南行）	—	11.1	13.3	14.2
泉大津（北行）	—	—	—	—
助松	—	13.8	16.0	16.9
高石	—	15.6	17.8	18.7
浜寺	—	—	—	—
石津	—	19.1	21.3	22.2
出島	—	—	—	—
大浜	—	21.9	24.1	25.0
（注：海岸線が直線と仮定した場合、直線距離は15.5km（南行）、15.8km（北行）となる。）	—	24.5	26.7	27.6
（注：都市計画道路沿道から道路へ入換し、通行可能なルートで）	—	—	—	—
南港南	—	27.0	29.2	30.1
南港中	—	—	—	—
南港北	—	—	—	—
天保山・天保山 J C T	—	33.2	35.4	36.3
湾岸舞洲・北港 J C T	—	35.3	37.5	38.4
中島	—	37.9	40.1	41.0
尼崎東海岸	—	—	—	—
尼崎末広	—	40.2	42.4	43.3
鳴尾浜	—	42.4	44.6	45.5
甲子園浜	—	—	—	—
西宮浜	—	45.7	47.9	48.8
南芦屋浜	—	—	—	—
深江浜	—	49.4	51.6	52.5
住吉浜・魚崎浜	—	51.9	54.1	55.0
六甲アイランド北	—	52.7	54.9	55.8

大阪府道高速湾岸線・兵庫県道高速湾岸線
(4号・5号湾岸線)

大阪市道高速道路淀川左岸線
(2号淀川左岸線)

大阪市道高速道路淀川左岸線 (2号淀川左岸線)						豊崎第1(仮称) 豊崎第2(仮称)
				海老江北(仮称)・ 海老江JCT	大淀(仮称)	—
			大開	—	2.0	3.8
	島屋・ ユニバーサルシティ	正蓮寺川	2.0	—	5.2	7.0
淀川左岸舞洲・ 北港JCT	0.9	—	4.8	6.0	8.0	9.8

大阪府道高速大和川線
(6号大和川線)

大阪府道高速大和川線 （6号大和川線）							松原線・大和川 分岐
					天美 （仮称）	三宅西	0.6
			常磐東 （仮称）		—	—	—
			常磐西 （仮称）		1.5	—	3.4
		鉄砲東 （仮称）	—	—	—	—	—
	鉄砲西 （仮称）	3.1	—	5.7	—	7.6	—
三宝（仮称）・ 三宝JCT	—	—	—	—	—	—	—
	1.4	—	5.2	—	7.8	—	9.7

兵庫県道高速北神戸線・神戸市道高速道路北神戸線
（7号北神戸線・北神戸線（北延伸線））

伊川谷 J C T	永井谷	前開	布施畑西・布施畑 J C T	布施畑東	白川 J C T	しあわせの村	藍那	箕谷・箕谷 J C T	からと西	からと東	有馬口	西宮山口南	西宮山口東・西宮山口 J C T	五社
													2.5	－
													－	－
													7.2	2.7
伊川谷 J C T	永井谷	前開	布施畑西・布施畑 J C T	布施畑東	白川 J C T	しあわせの村	藍那	箕谷・箕谷 J C T	からと西	からと東	有馬口	西宮山口南	－	－
													11.6	14.1
													16.2	18.7
													21.6	17.1
伊川谷 J C T	永井谷	前開	布施畑西・布施畑 J C T	布施畑東	白川 J C T	しあわせの村	藍那	箕谷・箕谷 J C T	からと西	からと東	有馬口	西宮山口南	－	－
													16.0	19.1
													20.1	22.6
													22.6	18.1
伊川谷 J C T	永井谷	前開	布施畑西・布施畑 J C T	布施畑東	白川 J C T	しあわせの村	藍那	箕谷・箕谷 J C T	からと西	からと東	有馬口	西宮山口南	－	－
													17.9	21.0
													21.0	23.5
													23.5	19.0
伊川谷 J C T	永井谷	前開	布施畑西・布施畑 J C T	布施畑東	白川 J C T	しあわせの村	藍那	箕谷・箕谷 J C T	からと西	からと東	有馬口	西宮山口南	－	－
													19.4	22.5
													22.5	25.0
													25.0	20.5
伊川谷 J C T	永井谷	前開	布施畑西・布施畑 J C T	布施畑東	白川 J C T	しあわせの村	藍那	箕谷・箕谷 J C T	からと西	からと東	有馬口	西宮山口南	－	－
													21.9	25.0
													25.0	27.5
													27.5	23.0
伊川谷 J C T	永井谷	前開	布施畑西・布施畑 J C T	布施畑東	白川 J C T	しあわせの村	藍那	箕谷・箕谷 J C T	からと西	からと東	有馬口	西宮山口南	－	－
													24.8	27.9
													27.9	30.4
													30.4	25.9
伊川谷 J C T	永井谷	前開	布施畑西・布施畑 J C T	布施畑東	白川 J C T	しあわせの村	藍那	箕谷・箕谷 J C T	からと西	からと東	有馬口	西宮山口南	－	－
													26.7	29.8
													29.8	32.3
													32.3	27.8

	柳谷 J C T
五社	－
西宮山口東・西宮山口 J C T	－
西宮山口南	－
有馬口	－
からと東	4.5
からと西	－
箕谷・箕谷 J C T	11.4
藍那	16.0
しあわせの村	18.9
白川 J C T	19.9
布施畑東	20.8
布施畑西・布施畑 J C T	22.3
前開	24.8
永井谷	27.7
伊川谷 J C T	29.6

神戸市道生田川箕谷線
（3 2号新神戸トンネル）

国道 2 号	二宮・神若	新神戸駅	箕谷・箕谷 J C T
			6.9
			7.7
			8.5

神戸市道高速道路 2 号線
（3 1号神戸山手線）

湊川 J C T	神戸長田	妙法寺	白川南	白川 J C T
			－	2.7
			4.6	7.3
			6.4	9.1

○出入口等間の利用距離

出入口等間	利用距離 (km)
池田木部入口から神田出口	3.2
川西小花入口から神田出口	1.1
第二阪奈入口から東大阪荒本出口・東大阪 J C T 出口	3.6
水走入口から東大阪荒本出口・東大阪 J C T 出口	3.0
中野入口から東大阪荒本出口・東大阪 J C T 出口	0.9
松原 J C T 入口から三宅西出口	2.2
大堀入口から三宅西出口	1.5
安治川入口から北津守出口	3.1
安治川入口から大正西出口	1.5
弁天町入口から北津守出口	2.1
弁天町入口から大正西出口	0.5
伊川谷 J C T 入口から前開出口	4.8
永井谷入口から前開出口	2.9

○普通車、大型車及び特大車の種類

本文中、記〔2〕二に定める普通車、大型車及び特大車の種類は、以下のとおりとする。

車種区分	自動車の種類	定義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗員定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車（普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両

大型車	リ 普通貨物自動車 (車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上で 3 車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第 3 条第 1 項第 2 号イに定める値以下かつ 4 車軸)	普通貨物自動車のうち、車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上で車軸数が 3 以下のもの（へに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項に定める限度以下で、車軸数が 4 のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3 車軸）
	ヌ 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)	乗合型自動車で、乗車定員 30 人以上又は車両総重量 8 トン以上のもののうち、道路運送法第 4 条に規定する許可を受けて同法第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたものの並びに同法第 3 条第 1 号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第 21 条第 2 号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量 8 トン以上のもののうち、乗車定員が 29 人以下、かつ車両の長さが 9 メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車又は大型車（2 車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両、へ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車（2 車軸）と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車（4 車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が 4 以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ 大型特殊自動車	法第 3 条の大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が 30 人以上又は車両総重量 8 トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	ヨ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（チ又はルに該当するものを除く。）

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 2 6 年 3 月 1 4 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長

勢 山 廣 直

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長

山 澤 俱 和